

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月七日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第六号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成十二年佐賀県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第九十五号の三の六中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同表中第二百二十号の二を第二百二十号の二の三とし、第二百二十号の次に次の二号を加える。

<p>二百二十の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項の規定に基づく熱回収施設を設置している者が同項各号のいずれにも適合していることについての認定の申請に対する審査</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項各号のいずれにも適合していることについての認定を申請する者</p>	<p>熱回収施設（一般廃棄物処理施設）設置者認定申請手数料</p>	<p>三万三千元</p>	<p>認定申請のとき</p>
<p>二百二十の二の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第二項の規定に基づく熱回収施設を設置している者が同条第一項各号のいずれにも適合していることについての認定の更新の申請に対する審査</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項各号のいずれにも適合していることについての認定の更新を申請する者</p>	<p>熱回収施設（一般廃棄物処理施設）設置者認定更新申請手数料</p>	<p>二万円</p>	<p>更新申請のとき</p>

別表第一第二百三十四号の次に次の二号を加える。

<p>二百三十四の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第一項の規定に基づく熱回収施設を設置している者が同項各号のいずれにも適合していることについての認定の申請に対する審査</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第一項各号のいずれにも適合していることについての認定を申請する者</p>	<p>熱回収施設（産業廃棄物処理施設）設置者認定申請手数料</p>	<p>三万三千元</p>	<p>認定申請のとき</p>
<p>二百三十四の三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第二項の規定に基づく熱回収施設を設置している者が同条第一項各号のいずれにも適合して</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第一項各号のいずれにも適合していることについての認定の更新を申請する者</p>	<p>熱回収施設（産業廃棄物処理施設）設置者認定更新申請手数料</p>	<p>二万円</p>	<p>更新申請のとき</p>

いることについての  
認定の更新の申請に  
対する審査

別表第二第六号の三中「第百十五条の三十第一項」を「第百十五条の三十六第一項」に改め、同表第六号の四中「第百十五条の三十六第一項」を「第百十五条の四十二第一項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表第一第九十五号の三の六並びに別表第二第六号の三及び第六号の四の改正規定は、公布の日から施行する。

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係）			
事務	納付義務者	手数料	納付時期
	名称		
一〇九十五の三の五略	九十五の三の指定介護予防サービス事業者の指定更新申請する者	九千円（当該申請を行う者が同時に介護保険法第七十条第一項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新申請又は同法第七十条第二項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新申請を行う場合でこれらの申請に対する審査の事務の大部分が共通しているときは零）	更新申請のとき
九十五の三の指定介護予防サービス事業者の指定更新申請する者	九十五の三の指定介護予防サービス事業者の指定更新申請する者	九千円（当該申請を行う者が同時に介護保険法第七十条第一項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新申請又は同法第七十条第二項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新申請を行う場合でこれらの申請に対する審査の事務の大部分が共通しているときは零）	更新申請のとき
二百二十の二の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第	二百二十の二の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第	熱回収施設（一般廃棄物処理施設）	認定申請のとき
二百二十の二の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第	二百二十の二の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第	熱回収施設（一般廃棄物処理施設）	認定申請のとき
九十五の四〇二〇二略	九十五の四〇二〇二略	三万三千元	認定申請のとき
九十五の四〇二〇二略	九十五の四〇二〇二略	二万円	更新申請のとき
別表第一（第二条関係）			
事務	納付義務者	手数料	納付時期
	名称		
一〇九十五の三の五略	九十五の三の指定介護予防サービス事業者の指定更新申請する者	九千円（当該申請を行う者が同時に介護保険法第七十条第一項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新申請又は同法第七十条第二項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新申請を行う場合でこれらの申請に対する審査の事務の大部分が共通しているときは零）	更新申請のとき
九十五の三の指定介護予防サービス事業者の指定更新申請する者	九十五の三の指定介護予防サービス事業者の指定更新申請する者	九千円（当該申請を行う者が同時に介護保険法第七十条第一項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新申請又は同法第七十条第二項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新申請を行う場合でこれらの申請に対する審査の事務の大部分が共通しているときは零）	更新申請のとき



改正後		改正前																	
二百三十五～四百九十四 略	<table border="1"> <tr> <td>ている者が 同条第一項 各号のいず れにも適合 しているこ とについて の認定の更 新の申請に 対する審査 する者</td> <td>いずれ にも適 合して いるこ とにつ いての 認定の 更新を 申請す る者</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>	ている者が 同条第一項 各号のいず れにも適合 しているこ とについて の認定の更 新の申請に 対する審査 する者	いずれ にも適 合して いるこ とにつ いての 認定の 更新を 申請す る者							二百三十五～四百九十四 略									
ている者が 同条第一項 各号のいず れにも適合 しているこ とについて の認定の更 新の申請に 対する審査 する者	いずれ にも適 合して いるこ とにつ いての 認定の 更新を 申請す る者																		
備考 略																			
<b>別表第二（第二条関係）</b>																			
七～十七 略	<table border="1"> <tr> <td>手 数 料</td> <td>指 定 調 査 機 関 等</td> </tr> <tr> <td>一～六の二 略</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>六の三 別表第一第九十五 号の四に掲げる手数料</td> <td>介護保険法第百十五条の三 十六第一項に規定する指定 調査機関</td> </tr> <tr> <td>六の四 別表第一第九十五 号の五に掲げる手数料</td> <td>介護保険法第百十五条の四 十二第一項に規定する指定 情報公表センター</td> </tr> </table>	手 数 料	指 定 調 査 機 関 等	一～六の二 略		六の三 別表第一第九十五 号の四に掲げる手数料	介護保険法第百十五条の三 十六第一項に規定する指定 調査機関	六の四 別表第一第九十五 号の五に掲げる手数料	介護保険法第百十五条の四 十二第一項に規定する指定 情報公表センター	七～十七 略	<table border="1"> <tr> <td>手 数 料</td> <td>指 定 調 査 機 関 等</td> </tr> <tr> <td>一～六の二 略</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>六の三 別表第一第九十五 号の四に掲げる手数料</td> <td>介護保険法第百十五条の三 十第一項に規定する指定 査機関</td> </tr> <tr> <td>六の四 別表第一第九十五 号の五に掲げる手数料</td> <td>介護保険法第百十五条の三 十六第一項に規定する指定 情報公表センター</td> </tr> </table>	手 数 料	指 定 調 査 機 関 等	一～六の二 略		六の三 別表第一第九十五 号の四に掲げる手数料	介護保険法第百十五条の三 十第一項に規定する指定 査機関	六の四 別表第一第九十五 号の五に掲げる手数料	介護保険法第百十五条の三 十六第一項に規定する指定 情報公表センター
手 数 料	指 定 調 査 機 関 等																		
一～六の二 略																			
六の三 別表第一第九十五 号の四に掲げる手数料	介護保険法第百十五条の三 十六第一項に規定する指定 調査機関																		
六の四 別表第一第九十五 号の五に掲げる手数料	介護保険法第百十五条の四 十二第一項に規定する指定 情報公表センター																		
手 数 料	指 定 調 査 機 関 等																		
一～六の二 略																			
六の三 別表第一第九十五 号の四に掲げる手数料	介護保険法第百十五条の三 十第一項に規定する指定 査機関																		
六の四 別表第一第九十五 号の五に掲げる手数料	介護保険法第百十五条の三 十六第一項に規定する指定 情報公表センター																		
備考 略																			